平成２８年（フ）第５９９６号
東京都新宿区百人町１丁目24―８　新宿タウンプラザ　５ＦＴ３
債務者　富田　康介
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６００１号
東京都練馬区富士見台４丁目33―11―201
債務者　下村　健人
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６００２号
東京都大田区下丸子１丁目12―20―305
債務者　伊東　千佳
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６００３号
東京都豊島区要町３丁目42―15―112
債務者　秋山　雄成
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６００５号
東京都世田谷区上馬３丁目７―16　メゾンドハラ２―Ｂ
債務者　原　　徹
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６００６号
東京都中野区弥生町５丁目８―16―105
債務者　上路　幸雄
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６００８号
東京都荒川区南千住１丁目５―６
債務者　藤平　昌義
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６００９号
東京都練馬区富士見台１丁目６―５―101
債務者　中津まどか
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６０１４号
東京都葛飾区立石３丁目15―１―305
債務者　田代美知子
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６０１５号
東京都板橋区蓮根１丁目29―11―207
債務者　柳田美知子（旧姓宮永）
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月18日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６０１８号
東京都町田市金森東１丁目５―４―104
債務者　中島　雅広
1　決定年月日時　平成28年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６０２１号
東京都練馬区北町５丁目15―９　田崎荘202
債務者　川合　直之
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６０２５号
東京都町田市三輪緑山２丁目11―15
債務者　宮本　　華（旧姓是澤）
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月18日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６０３３号
千葉県市川市菅野２丁目４―７
債務者　本田　隼也
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月18日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６０３９号
東京都板橋区西台２丁目40―10―107
債務者　塩原　宏明
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６０４２号
東京都文京区大塚３丁目41―８―401
債務者　橋爪　和也
1　決定年月日時　平成28年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成28年10月18日午後２時
東京地方裁判所民事第20部